

カナダの校則

—カナダ・オンタリオ州における「安全な学校法」と「行動規範」—

平 田 淳

School Rules in Canada:

“Safe Schools Act” and “Code of Conduct” in Ontario, Canada

Jun HIRATA

はじめに

カナダは10の州 (provinces) と3つの準州 (territories) から成る連邦国家であり、現在のカナダの憲法にあたる1982年憲法 (The Constitution Act 1982) 第93条において、教育は各州の管轄事項とされている¹⁾。連邦政府による教育への関与は、準州における教育については直接的になされるが、州に対しては補助金の交付等を通じて間接的になされる以外は、基本的にはない。それは、唯一のフランス・カトリック文化圏であるケベック州の問題を初め、教育が宗教的社会的価値観の中心を成すとの考え方から、各州独自の教育制度を設ける必要性があったためと考えられる²⁾。そのため、各州政府間の教育に関する連絡・調整機関として、カナダ州教育相会議 (Council of Ministers of Education, Canada, CMEC) が存在はするものの、これは連邦政府の機関として設置されているわけではなく、また何らかの権限を付与されているわけでもない。その意味でアメリカにあるような教育に関するナショナル・オフィスはないということになる。故に、教育関係法令及び制度・政策は各州によって異なるということになる。本稿においては、筆者が留学しているオンタリオ州に焦点を当てて、いわゆる「校則」というものがどのような形で各校で制定されているのかを見ていくこととする。

I. 「安全な学校法」の制定

1998年に筆者がオンタリオ州トロント市に留学し始

めたとき、当地でも日本と同様多くの教育課題が山積していることが新聞等で報じられていた。ちょうど1995年に州の政権与党となった進歩保守党 (Progressive Conservative Party, PC) は「常識革命 (The Common Sense Revolution)」と呼ばれる教育改革に着手しており、州統一カリキュラムの策定や州統一テストの実施、学校税課税権の各教育委員会から州政府への引き上げ、学校協議会 (School Councils) の各校への設置義務化等である。また、建国の歴史からカトリック系の学校も分離学校 (Separate Schools) として公費で運営されている関係上、カトリック系教育委員会から学校税課税権を州政府に引き上げるのは、カトリック系住民の教育を受ける権利を保障している憲法に違反するとして訴訟も提起されていた³⁾。このような一連の教育問題の中で、いわゆる「スクール・ギャング」というものが新聞報道されていた。隣国アメリカに比べ安全であるといわれるカナダでも、いじめを含む学校での児童生徒 (特に生徒) による暴力行為は大きな問題となっており、また学校外部者による学校内部での生徒への殺傷事件も報道されるようになった。このような状況を受けて州政府は、「安全な学校法 (Safe Schools Act, Bill 81, 正式名称は『An Act to increase respect and responsibility, to set standards for safe learning and safe teaching in schools and to amend the Teaching Profession Act』) を2000年6月14日に可決し、これは同年9月より施行されている。「安全な学校法」は、従来の「教育法 (the Education Act)」に第13章 (Part 13, 第300-316条 (section 300-316))

を追加する形でこれを改正したものであり⁴⁾、安全な学校環境を整備することによって学校関係者に責任感や尊敬、学問的優秀性 (academic excellence) を促進するために制定されたとされている⁵⁾。

「安全な学校法」において規定されている内容は、大要次のようになっている。

- ・ 行動規範制定権限の所在とプロセス
- ・ 停学処分に関する手続と不服申立制度
- ・ 退学処分に関する手続と不服申立制度
- ・ 停学、退学者に対するサポートシステム
- ・ 教育職法 (the Teaching Profession Act) の改正条項

以下では本稿に関連する項目、つまり教育職法の改正条項以外について見ていくこととする。

A. 行動規範制定権限の所在とプロセス

行動規範の制定権限については、まず301条1項において、「州教育省は学校にいる全ての人々の行動を規制する行動規範を策定することができる」とされている。この規定を受けて、覚書128号 (Policy/Program Memorandum No. 128) において州規模での行動規範 (code of conduct) が制定されており、州規模での学校に参加する者の行動の基準を設定している (オンタリオ州における行動規範は、日本における「校則」のように、単に生徒の活動を規制するにとどまらず、教員を含む学校内にいる全ての関係者に適用される)。「安全な学校法」第301条第2項においては、この行動規範の目的が次のように列挙されている。

- ・ 学校コミュニティの全てのメンバー、特に権限をもつ人々が尊敬と威厳をもって対応されることを確保すること
- ・ 学校コミュニティの市民生活への適切な参加を奨励することによって責任ある礼儀正しさを促進すること
- ・ 紛争や差異が尊敬と礼儀正しさに特徴づけられた方法で表明され得る環境を維持すること
- ・ 紛争解決のために非暴力的手段の使用を奨励すること
- ・ 学校にいる人々の安全を促進すること
- ・ アルコールや違法なドラッグの使用を思いとどまらせること

本法においては、州政府に対し州規模での行動規範を策定する権限を与えているのに対し、各教育委員会

に関しては、州政府によって策定された政策やガイドラインと一致する形で児童生徒を規律する独自の政策やガイドラインを策定することができること、州政府の定める範囲内で学校内へのアクセスを規律する政策やガイドラインを策定することができること、児童生徒を停学あるいは退学にするに際して校長による審査や聴聞、決定への不服申立や決定の再検討などを規定する政策やガイドラインを、州政府が特定する要件の範囲内で定めることができること、上述のような政策やガイドラインを定めるに際してはその内容に関して各学校協議会⁶⁾の見解を考慮に入れなければならないことなどが定められている。また教育委員会は、校長に学校における全ての人々の行動を規律する地域行動規範 (local code of conduct) の策定を指示することができる。またその際には、校長は各校に設置されている学校協議会の見解を考慮に入れなければならないことが、学校協議会規則 (Ontario Regulation 612/00) 19条1項1号の2において規定されている。その他、州教育省は学校内に入ることでできる人物やその日時を特定することができることとされ、許可を得ていない人物については学校内に入ることを禁ずるとされている。

B. 停学処分に関する手続と不服申立制度

停学処分 (suspension) に関しては、生徒が学校内あるいは学校に関連する活動に際して次のような行為を行った場合には、当該生徒は強制的に (mandatory) に停学処分を受ける (停学処分を行わなければならない) こととなる。

- ・ 他人に対し深刻な身体的被害を与えるために脅すこと
- ・ アルコールや違法なドラッグを所有していること
- ・ アルコールに酔っている状態であること
- ・ 教員や権限のある地位にある人を罵ること
- ・ 学校施設や施設内に置かれている財産に広範にわたる被害を引き起す暴力行為に関与すること
- ・ 教育委員会の政策にあるような、停学が強制的に課されるような活動に従事すること

強制停学の期間は最短で1日 (one school day)、最長で20日 (20 school days) とされている。教員が児童生徒の強制停学要件行為を目撃した場合、当該教

員は生徒を停学処分にするか、あるいは当該行為を校長に報告しなければならない。校長は強制退学要件行為を行った児童生徒を停学処分にする義務を有する。その際にも教員には1日を超えて児童生徒に停学処分を行うことは許されていないが、当該教員がそれ以上の日数が必要であると感じる場合、その旨校長に提言することができる。停学処分を行う場合あるいはその日数を決定する際には、校長は当該生徒のこれまでの素行や適切と考えられるあらゆる事項を考慮に入れて決定しなければならない。停学処分が決定された場合には、当該処分を行った教員あるいは校長は迅速に文書でその旨を当該児童生徒あるいはその保護者（未成年者の場合）に通知しなければならない。強制停学処分の他に、各教育委員会の政策に基づいて、裁量的に停学処分（当該児童生徒が在籍する学校、当該学校関連の活動、あるいは1つまたは1つ以上の授業や学校関連の活動に参加できない）が課される場合がある。

また、停学処分が強制的には課されない場合を特定する次のような緩和事項が、「教育法オンタリオ規則 106/01 児童生徒の停学 (Education Act Ontario Regulation 106/01 Suspension of A Pupil)」において規定されている。即ち、

- ・ 当該児童生徒が自らの行動をコントロールする能力を有していない場合
- ・ 当該児童生徒が自らの行動の予見可能な結果を理解する能力を有していない場合
- ・ 当該児童生徒が継続的に学校にいたことが、他の人物の安全に対する受け入れがたい危険を作り出さない場合

である。

停学処分に対する不服申立については、児童生徒が未成年者である場合には保護者が、成年者である場合には児童生徒が、その他教育委員会の政策において特定された個人が、当該決定の再検討 (review) を要求することができる。再検討は教育委員会の政策において特定された個人によってなされ、その個人はその目的のために、政策を設定する権限と義務を付与される。当該再検討の後に、上述した再検討要求資格者は不服申立 (appeal) をすることができる。不服申立に応じて教育委員会は聴聞を行い決定を下し、その際に教育委員会によって下された決定が最終決定とされる。

C. 退学処分に関する手続と不服申立制度

退学処分 (expulsion) に関しては、児童生徒が学校内あるいは学校に関連する活動において次のような行為を行った場合、強制的に退学処分が行われる。

- ・ 火器を含む武器を所有していた場合
- ・ 他人に対し身体的被害を引き起したりそれを脅したりするために武器を使用した場合
- ・ 医療的治療を必要とする身体的被害を引き起すような他人への身体的攻撃に関与したこと
- ・ 性的攻撃 (sexual assault) に関与したこと
- ・ 武器や違法なドラッグの取引をすること
- ・ 盗難を行ったこと
- ・ 未成年者にアルコールを与えたこと
- ・ 各教育委員会の政策に基づき、退学が強制的であるその他の活動に従事したこと

退学処分を行う場合には、校長は迅速にその旨を教育委員会に照会するか、あるいは本当に退学処分が強制的になされるような違反行為を当該児童生徒が行ったかどうかの調査を行わなければならない。退学処分には限定的 (limited) 退学と完全 (full) 退学の2種類がある。限定的退学とは、21日から1年の間在籍する学校に出席することができないという処分であり、復学するためには教育委員会によって設定された要件を満たさなければならない。他方完全退学とは、退学聴聞会の後にのみ課される。完全退学処分を受けた児童生徒は「厳格な規律プログラム (Strict-Discipline Program、後述)」を終えるまではいかなるオンタリオ州の公費学校にも出席することはできない。退学処分を決定するに際しては、校長あるいは教育委員会は、当該生徒のこれまでの素行や適切と考えられるあらゆる事項を考慮に入れて決定しなければならない。停学処分とは異なり、教員に退学処分を行う権限はない。校長についても、権限を有するのは限定的退学処分についてのみである⁷⁾。退学処分が決定された場合、校長あるいは教育委員会はその旨を文書で当該児童生徒あるいはその保護者（未成年の場合）に通知しなければならない。その他各教育委員会の政策に基づいて、裁量的に退学処分が課される場合もある。

また、「教育法オンタリオ規則 37/01 児童生徒の退学処分 (Education Act Ontario Regulation 37/01 Expulsion of a Pupil)」において、退学処分が強制的には課されない場合を特定する次のような緩和事項がある。即ち、

- ・ 当該児童生徒が自らの行動をコントロールする能力を有していない場合
- ・ 当該児童生徒が自らの行動の予見可能な結果を理解する能力を有していない場合
- ・ 当該児童生徒が継続的に学校にいたことが、他の人物の安全や福利 (well being) に対する受け入れがたい危険を作り出さない場合

である。

児童生徒が退学処分を受けた場合、「安全な学校法」及び「オンタリオ規則37/01 児童生徒の退学」に基づいて、当該児童生徒には不服申立の機会が与えられる。処分を受けた児童生徒が当該処分に満足していない場合、不服申立は「子どもと家族サービス再検討委員会(The Child and Family Service Review Board、以下「再検討委員会」という) に対して提起されることになる。不服申立ができるのは、児童生徒が未成年者の場合はその保護者、未成年でない場合は本人、その他教育委員会の政策によって特定された人物である。再検討委員会は審査の後、次のような行動を起こす可能性がある。即ち、教育委員会の決定を確認すること、処分のタイプや期間を修正すること、退学処分の後オンタリオ州の学校に復学する場合に満たされなければならない条件を課したり変更、削除すること、教育委員会による決定を覆し児童生徒にとっての原状を回復すること、等であり、再検討委員会による決定が最終決定となる。再検討委員会による決定が教育委員会による処分を覆した場合、再検討委員会は適切と判断した場合には、当該児童生徒の処分に対するいかなる記録も削除することを命令することができる。再検討委員会に不服申立ができるのは、処分が教育委員会によってなされた場合に限られ、校長によって処分がなされた場合には不服申立は教育委員会に対してのみ提起できることとなっている⁹⁾。

D. 停学、退学者に対するサポートシステム

「安全な学校法」の下、停学者は教育委員会によって提供された、停学者が復学し通常の学校プログラムを終えることができるようになるような選択的(alternative)プログラムあるいはその他のサポートを受けることとなる。このような選択的プログラムは生徒が事件に関連するようなドラッグ、アルコールや暴力により深く関与する機会を減らすことに有効であるだけでなく、最終的には警察や司法制度、社会・保

健及びその他の支援サービスによるよりコストのかかる関与を減少することに寄与することが期待されている⁹⁾。

退学者、特に完全退学者に対し復学の機会を保障するために、州政府は現在「厳格な規律プログラム」を準備している。このプログラムは完全退学者に対して州の行動規範に従うことや尊敬や規律、責任感を体得したことを証明することによって、オンタリオ州の公費学校への復学の機会を与え、もって完全退学者の更正を達成することを目的としている。2000年11月には、州教育省は各教育委員会に対して「厳格な規律証明プロジェクト (Strict Discipline demonstration projects)」についての提案書を募集し、いくつかの教育委員会からの提案書が審査をパスした。教育省は2年をかけてこれらそれぞれの教育委員会によるプロジェクトをモニターし、どの教育委員会のプロジェクトが州規模での「厳格な規律プログラム」に最適かを決定することとしている¹⁰⁾。このことに関連して、既にいくつかの教育委員会では独自のプロジェクトを展開しており¹¹⁾、復学の機会を与える要件は大要「安全な学校法」の規定に則っているが、それらプロジェクトを受ける期間は個々人のニーズによって異なるものとなっている¹²⁾。

II. オンタリオ州「行動規範」の内容

「安全な学校法」の規定を受けてオンタリオ州規模での行動規範が2001年2月より施行されることとなった¹³⁾。以下では、「安全な学校法」及び覚書128号の規定を受けて作成された、州規模での学校関係者の行動規範となっている文書「オンタリオ州の学校：行動規範 (Ontario Schools: Code of Conduct)、以下『州行動規範』という」の内容を詳しく見ることとする¹⁴⁾。

州行動規範では、冒頭において「学校は責任と尊敬、礼儀正しさと学問的優秀性を安全な学習・教育環境の中で促進する場所である。全ての児童生徒、親、教員、スタッフは、自分の学校コミュニティにおいて安全であり、また安全であると感じる権利を有している。この権利は法を遵守する市民であるための責任と自分自身や他人を危険にさらす行動に対する責任とともにあるものである。」¹⁵⁾と述べ、このような自らの権利と責任についての意識を醸成し、安全な学校環境を作り出

し、もってよりよい学習を促進することを目的としているとしている。

州行動規範を導く原理としては、次のような考えが明確に述べられている¹⁶⁾。

- ・ 公費で運営されている学校制度に関連する全ての参加者 一生徒、親あるいは保護者、ボランティア、教員とその他のスタッフメンバーが、彼らが学校施設内、スクール・バス内、学校関連のイベントや活動に参加しているに関わらず、この行動規範に含まれる。
- ・ 学校コミュニティの全てのメンバー、特に権威を有する地位にある者は、尊敬と威厳をもって対応されるものとする。
- ・ 責任ある市民性は学校コミュニティの市民生活への適切な参加を含むものである。積極的に従事する市民は自分の権利に意識的であるが、より重要なことには、彼らは自分の権利と他人の権利を保護する責任を受け入れている。
- ・ 学校コミュニティのメンバーは紛争解決のために非暴力的手段を用いることを期待される。身体的に攻撃的な行為は他人と相互に活動するために責任ある方法ではない。
- ・ 他人を傷つける物を所有したり使ったり、使用を脅かしたりすることは自分自身と他人の安全を危険にさらすことになる。
- ・ アルコールや違法なドラッグは中毒性があり、健康的危険を引き起す。オンタリオ州の学校は警察や、ドラッグやアルコールを取り扱う機関と、予防戦略を促進するために協力して働き、必要に応じてアルコールや違法なドラッグを所有していたりその影響下にいる学校メンバーに対処する。
- ・ 侮辱、軽蔑、その他の害ある行動は学校コミュニティにおける学習と教育を侵害する。学校コミュニティのメンバーは紛争や差異が尊敬と礼儀正しさによって特徴づけられた方法で表明され得る環境を維持する責任を有する。

次に、学校の各関係者の役割と責任を次のように規定している。まず教育委員会については、教育委員会は教育制度における機会と優秀性、アカウンタビリティを確保するための指示を管轄の各校に与えるものとされている。具体的には次の通りである¹⁷⁾。

- ・ どのようにして学校が州行動規範や、尊敬や

礼儀正しさ、責任ある市民性と身体的安全性のための州基準に関連するように独自に開発する全ての規則を実施し強制するののかについて規定する政策を開発すること。

- ・ 学校協議会からのインプットを求め、生徒、スタッフ、親あるいは保護者、ボランティアやコミュニティと定期的にこれら政策を再検討すること。
- ・ 州行動規範を全ての親、生徒、スタッフに、彼らの関与と支援を確保する方法で明確に伝えるプロセスを確立すること。
- ・ 効果的な仲裁戦略と、尊敬や礼儀正しさ、責任ある市民性、身体的安全性に対する基準に関連する全ての違反への対応を確保すること。
- ・ 全てのスタッフが、学問的優秀性と安全な学習・教育環境を開発・維持するのに必要な知識やスキル、態度を獲得する機会を提供すること。

次に校長の役割と責任については、校長は教育委員会の指示の下、学校の日常的運営におけるリーダーシップの役割を果たすとされ、具体的には学問的優秀性や安全な教育・学習環境に対する注意と関与を示し、あらゆる関係者を、自らの権限に基づいて、自分自身の行為と活動についてアカウンタブルであるようにし、学校コミュニティの全てのメンバーと規則的かつ意味あるコミュニケーションをとること、などにおいてリーダーシップを果たすことが要請されている。

教員及び学校スタッフは、校長のリーダーシップの下、学校における秩序を維持し、全ての人に最高基準の尊敬ある、そして責任のある行為を確保することが期待されている。このような教職員の役割は、児童生徒がその完全な潜在能力まで学習活動を行い、自己価値 (self-worth) を獲得する支援をすること、親と規則的かつ意味のあるコミュニケーションをとること、全ての児童生徒への行動についての一貫した基準を維持し、全ての児童生徒やスタッフ、親に対して尊敬を示し、児童生徒が市民の完全な責任を身に付けることができるようにすることなどを通して果たされるとされる¹⁸⁾。

児童生徒については、尊敬と威厳をもって対応されなければならないということがまず明確にされ、また自分自身と他人に対する尊敬を示し、受容され得る行為を通して市民であることの責任への尊敬を示さなければならないとされる。ここでの尊敬と責任とは、具

体的には次のような場合に示されるとされる。即ち、時間通りに学ぶ準備をして学校に来ること、自分自身、他人、権限のある地位にある人々に対する尊敬を示すこと、他人の安全を侵すようないかなるものも学校にもってこないこと、設定されている規則に従い、自分自身の行動に責任をもつこと、等である¹⁹⁾。

親は自分の子どもの教育において重要な役割を果たすとされ、全ての生徒のために安全な学習環境を維持することにおいて学校のスタッフの努力をサポートする責任を有する、としている。そしてそういった親の責任は次のような場合に果たされるとされている。即ち、自分の子どもの学校での活動やその進歩に積極的な関心を示すこと、定期的に学校とコミュニケーションをとること、子どもが清潔で適切な服装をし、学校へ行く準備ができるように手助けをすること、自分の子どもが規則的にかつ時間通りに学校に通うことを確実にすること、自分の子どもの欠席や遅刻を迅速に学校に連絡すること、行動規範や学校の規則をよく知ること、行動についての規則に従うように子どもを奨励し支援すること、しつけの問題に対処するについて学校のスタッフを支援すること、等である²⁰⁾。

加えて、警察や地域住民に対しても、学校やコミュニティをより安全にするために必要不可欠な役割を果たすものとして、地域住民に対しては学校の規則を尊重し支援すること、警察に対しては学校と共同して開発したプロトコル（州訟務省（the Ministry of Solicitor General）と教育省によって開発された州モデル）²¹⁾と一致した形で事件を調査すること等を求めている²²⁾。

全ての学校関係者が守らなければならない行動基準は、「尊敬、礼儀正しさ、責任ある市民性」と「身体的安全性」の2つから成る。「尊敬、礼儀正しさ、責任ある市民性」については、全ての学校メンバーに次のようなことが求められている²³⁾。

- ・ 全ての適用可能な連邦、州、そして市の法律に従うこと。
- ・ 正直さと誠実さを示すこと。
- ・ 人々の間にある考えや意見の差異を尊重すること。
- ・ いかなる時でも、特に異なる意見があるとき、お互いを尊敬と威厳をもって対応すること。
- ・ 人種、祖先、起源の地、肌の色、民族的起源、市民性、宗教、性、性的志向（ゲイ、レズビア

ンなど）、年齢や障害に関わらず、他人を尊敬し公正に対応すること。

- ・ 他人の権利を尊重すること。
- ・ 学校施設と他人の財産に対する適切な注意と注目を示すこと。
- ・ 必要のある人を支援する適切な手段をとること。
- ・ 権限のある地位にある人々を尊敬すること。
- ・ 学習、教育の環境で働く他人のニーズを尊重すること。

身体的安全性については、まず武器に関しては、全ての学校メンバーは火器を含むがこれに限らず、いかなる武器も所有してはならない、他人を脅すためにいかなるものも使ってはならない、ものを使っていかなる人に対しても傷害を引き起してはならない、などが規定されている。アルコールやドラッグについては、アルコールや違法なドラッグの所有のみならず、その影響下にあたり他人に供与することもしてはならないとされ、また身体的攻撃については、他人に対し身体的攻撃を加えたり、加えるように他人を奨励したりすることを禁じ、必要な場合には平和的に紛争を解決するためにスタッフの支援を求めることなどを求めている²⁴⁾。

より具体的な禁止事項としては、「安全な学校法」に停学、退学処分要件として列記されているものと同じ事項が挙げられ、これら違反については結果として停学あるいは退学が強制的に課される（Mandatory Consequences）と明記されている²⁵⁾。

Ⅲ. 各学校レベルでの「行動規範」～サー・サンドフォード・フレミング・アカデミーの場合～

サー・サンドフォード・フレミング・アカデミー（Sir Sandford Fleming Academy、以下「SSFA」という）は、1964年に北ヨーク地区（カナダ最大の都市オンタリオ州トロント市に隣接）に設立された中等学校²⁶⁾である。学区的にはトロント学区教育委員会（Toronto District School Board）に属する。SSFAはそのミッション・ステートメントにおいて次のように述べている。「我々は、サー・サンドフォード・フレミング・アカデミーが個人的に支援的な環境において学問的優秀性を促進すると信じる。我々スタッフは、生涯学習、社会的責任、環境に対する意識、人種的文化的性的エ

クイティへの関与を促進する。我々は我々の生徒に、彼らが多様な多文化社会の独立した、生産的かつ貢献的メンバーとなることのできるような技術や知識、態度、価値観を教えることに努めている。」²⁷⁾

A. 生徒の権利と責任

さて、SSFAの行動規範は行為規範 (code of behaviour) とされており、その冒頭に次のような事柄に対する権利を全ての生徒が有しているということを明確にしている。

- ・ 質の高い教育
- ・ 安全で秩序ある学習環境
- ・ いやがらせからの自由
- ・ 尊敬と礼儀正しさ
- ・ 学校により提供される全てのプログラムへのアクセス
- ・ 彼らがどのようにして評価されるのかについての知識
- ・ 行為規範が一貫してかつ公正に強制されるという期待

そしてこのような諸権利を守るために、全ての生徒はBに挙げるような行為規範に従う責任を有するとしている。

B. 行為規範

SSFAの行為規範は、服装規定 (dress code)、マナー・言葉・行為、時間割されていない時間 (unscheduled time)、集会、食事、ウォークマン及び個人的コミュニケーション道具、訪問者及び子ども、ロッカー、出席と時間厳守、ドラッグ・アルコール・喫煙、武器の11の項目について、生徒が守るべき規範を挙げ、その後これら規定に違反した場合の罰則を明記している。以下、これら11の生徒が守るべき規範について見ていくこととする。

1. 服装規定 (dress code)

- ・ 生徒は、就職への準備や固有の (unique) 学校文化を発展させるという学校目標に合致するような学校の制服要件に従わなければならない。
- ・ 学校服装規定の詳細のアウトラインについては、生徒は「服装要件：ガイドライン」を参照すること²⁸⁾。

2. マナー、言葉、行為

- ・ 自分自身と他人に対する思いやりと尊敬を表

す方法で振舞うこと

- ・ 他人に尊敬を表す言葉を使うこと
 - ・ 要請された場合には、スタッフに対し自らの身分証明をすること
 - ・ 押したりすることを含めていかなる喧嘩 (fighting) も慎むこと
 - ・ 個人あるいは学校の財産に対する盗難、破壊行為 (ギャング関連の落書きを含む)、損害行為を慎むこと
 - ・ 口頭のあるいは感情的いやがらせを慎むこと
 - ・ 喧嘩を煽らないこと
 - ・ 行為規範違反をスタッフメンバーに知らせること
- #### 3. 時間割されていない時間 (unscheduled time)
- ・ 生徒は20単位修得後のみ学習時間 (a study period) をもつ資格がある。
 - ・ 生徒は図書館とカフェテリアにおいて建設的かつ静かに学習時間を使うことができる。
 - ・ 学校の他のいかなる場所も使用してはならない。
 - ・ カフェテリアは授業時間中は静かな勉強エリアに指定されている。
 - ・ レクリエーション活動はスタッフの許可と監督を必要とする。
 - ・ トランプ他のゲームはカフェテリアでは許可されない。
- #### 4. 集会
- ・ 生徒と教員はクラスごとのグループ分け (class groupings) で一緒に着席すること。
 - ・ 生徒は全てのゲスト、スタッフそして生徒同士で思いやりを示すこと。
 - ・ いくつかのクラスのみ集められる特別集会は、一般生徒に対してはオープンではない。
- #### 5. 食事
- ・ 食べ物と飲み物はカフェテリアでのみ飲食できる。
- #### 6. ウォークマン及び個人的コミュニケーション道具
- ・ ウォークマンや、ポケットベル、受送信兼用無線機 (two-way radios)、携帯電話他いかなる形態のコミュニケーション道具も学校施設内では許可されない。
- #### 7. 訪問者及び子ども
- 学校にいる時間は生徒の学習のためにあるものであ

り、次のような注意力を逸らすことは慎むこと。

- ・ 特別の事情において、生徒は学校に訪問者を連れてくるためには管理職 (an Administrator) から許可を得なければならない。
- ・ 学校にいる時間 (school hours) には、安全上の理由のため、大人同伴の小さな子どもや赤ん坊は、メインオフィス及びガイダンスエリアのみ許可される。

8. ロッカー

- ・ 生徒はロッカーを共有しない。
- ・ 生徒は授業の休み時間や授業中はロッカー付近をうろつかない。サイン・インした生徒は学校に到着した際にロッカーのところに行くことを許可される。
- ・ 生徒は二重の鍵 (片方は偽もの、dudley combination lock) を使わなければならない。ロッカーと鍵のコンビネーションはメイン・オフィスに登録されなければならない。
- ・ ロッカーはトロント学区教育委員会の財産である。学校管理職は必要と思われる場合は、いかなるロッカーも調査する権限を有する。
- ・ 学校は生徒のロッカーから盗難されたいかなる物品についても責任を負わない。

9. 出席と時間厳守

- ・ 生徒は規則的かつ時間通りに授業に出席することを期待されている。生徒はフレミング出席ガイドラインに従うものとする。

10. ドラッグ、アルコール、喫煙

- ・ ドラッグ、アルコール、喫煙は学校施設内と学校が後援しているイベントでは禁止されている。

11. 武器

(そのような目的のためにデザインされているかどうかに関わらず死傷を引き起こすことに使われるあるいは使おうとされているいかなるものをも指す)

- ・ いかなる種類の武器も学校施設及び学校が後援しているイベントにおいては禁止されている。

C. 罰則規定

上述の規則に違反した場合に関しては、次のような罰則及び規則が設けられている。

- ・ 不適切な物品の一時的取り上げ

(例えばウォークマン)

- ・ 生徒と管理職間での聴聞
- ・ 親への聴聞
- ・ 校内居残り (detention)
- ・ 学校に対するサービス活動
- ・ 体育館での特権 (privileges) の停止及び授業からの図書室への退出
- ・ 課外活動参加資格の喪失
- ・ 地域機関 (community agencies) あるいは学校カウンセラーへの照会
- ・ 単位の喪失
- ・ 停学
- ・ 警察の関与
- ・ 退学勧告

おわりに

以上、カナダ・オンタリオ州でいわゆる「校則」が、どのような形で制定されてきているかを、州規模での法律である「学校安全法」、その実施規則に相当する「オンタリオ州の学校：行動規範」、そしてそれらの規定を受けて、具体例としてSSFAをとって、各学校レベルでの「行為規範」の内容を概観してきた。ここでは次のような諸点を指摘することができるだろう。例えば、州行動規範レベルにおいては、「行動規範は生徒のみでなく学校に関連する全ての参加者に適用される」とされている。しかし、学校レベルの例として採り上げたSSFAの行為規範は生徒に関連する規定のみを有しており、教員や学校スタッフの生徒への対応の仕方等については言及がない。この両者の齟齬をどう捉えるか、これは今後の課題として指摘されよう。次に、各学校レベルの例として、今回はSSFAを採り上げたが、同校の行為規範の内容は、これまで生徒の権利保障の問題と関連して、カナダだけでなく日本やアメリカにおいて訴訟にまで発展したような規定をも含んだものとなっている。例えば、生徒のロッカーを学校が検査することができることなどは、一般的に北米においては、日本よりも生徒がドラッグや刃物などを所有している可能性が高いと考えられるとはいえ、生徒のプライバシーの権利を尊重した上での慎重な対応が要請されるだろう。また、当該学校は学校として制服を採用しているが、これは決してオンタリオ州では多数派ではないということである。学校で制服を採用す

ることによって子どもの間に「規律」を生み出すことを、それが本当に「規律」を生み出すことに有効であるのか、あるいはそのような形で生み出された「規律」が本当に教育的に意味があるのかの議論はあるだろうが、州政府としてはこの問題を現行教育改革の協議事項の1つとしているのは事実である。しかしこの問題については反対意見も根強く、カトリック系の学校では制服の学校も見られるものの、公立学校においてはまだまだ少数派であるという指摘は間違いではないだろう。州行動規範や制服の導入といった問題の進捗状況を視察するため、オンタリオ州のエッカー (Janet Ecker) 教育相が同校を訪れ、それが政府のウェブサイトにおいて州行動規範が機能している一例として紹介されているが、同校の例のみでオンタリオ州の全ての学校の「校則」を判断することはできない。また各教育委員会及び各校での行動規範策定に際しては、学校協議会の見解を考慮に入れなければならないとされているが、特に服装規定に関連して、エッカー州教育相は「親の関与」を実現する手段としての学校協議会の機能を重視しているのであり²⁹⁾、特に「子どもの声」を反映する、という文脈の中で議論されているわけではない。子どもの自己決定権の保障や学校参加の文脈の中で見ていくことが、今後必要となるであろう。

いずれにせよ、本稿は「研究ノート」であるため、詳細な分析はしていない。今後、関連文献を読み込み、分析の視点を設定し、実際の調査を実施する等を通じて、より深い考察を行っていくことが重要であると思われる。

註

- 1) Giles, T. E. et al. (1994). *Educational Administration in Canada*. Calgary: Desteling Enterprises Ltd., p. 107.
- 2) Ellis, J. F. (1986). Government policies. I. Mugridge et al. (Eds.), *Distance education in Canada*. London: Croom Helm, p. 25.
- 3) 他の多くの北米 (カナダ、アメリカ) 諸州と同様、オンタリオ州においても通常の行政区と学区は必ずしも一致しないため、従来は各教育委員会に、その独自の教育的ニーズに基づいて学校税を住民に課税する権限が付与されていた。
- 4) Ministry of Education. (2000a). *Policy/Program Memorandum No. 128*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved August 28, 2001, from the World Wide Web: <http://mettowas21.edu.gov.on.ca/extra/eng/ppm/128.html>.
- 5) Ministry of Education. (2002). *Making our schools safer: Introduction*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved January 25, 2002, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/safeschl/eng/index.html>.
- 6) オンタリオ州の各校に設置されている学校協議会は、必要な場合には管轄の教育委員会についてもアドバイスを与える権限を付与されている。
- 7) Ministry of Education. (2002). *Making our schools safer: For students*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved January 25, 2002, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/safeschl/eng/index.html>.
- 8) Ibid.
- 9) Ministry of Education. (2001). *Backgrounder: Proposed provincial code of conduct key part of government plan to make Ontario schools safer*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved August 28, 2001, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/nr/00.04/codebg.html>.
- 10) Ministry of Education. (2001). *News release: Ecker announces innovative strict discipline projects*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved January 25, 2002, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/nr/01.05/nr0523.html>.
- 11) Ministry of Education. (2001). *Backgrounder: Proposed provincial code of conduct key part of government plan to make Ontario schools safer*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved August 28, 2001, from the World Wide Web:
- 12) Ministry of Education. (2002). *Making our schools safer: Introduction*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved January 25, 2002, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/safeschl/eng/index.html>.
- 13) Ministry of Education. (2001). *News release: Province moving forward with strict discipline schooling programs for expelled students*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved January 25, 2002, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/nr/00.11/expel.html>.
- 14) Ministry of Education. (2000b). *Ontario Schools: Code of Conduct*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. This publication is available on the Ministry of Education's website at <http://www.edu.gov.on.ca>.

- 15) Ibid., p. 1.
- 16) Ibid., p. 2.
- 17) Ibid., p. 4.
- 18) Ibid., p. 5.
- 19) Ibid., p. 6.
- 20) Ibid., p. 6.
- 21) 次のウェブサイト参照されたい。Ministry of Education. (2002). *Making our schools safer: police/school partnership*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved January 25, 2002, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/safeschl/eng/protocol.html>
- 22) Ministry of Education. (2000b). op. cit., p. 7.
- 23) Ibid., p. 8.
- 24) Ibid., p. 9.
- 25) Ibid., p. 10.
- 26) オンタリオ州では初等学校 (elementary schools) が 8 学年まであり、日本で言うところの中学校はなく、9 学年から 12 学年までの学校を中等学校 (secondary schools) と呼ぶ。
- 27) 以下、SSFA に関する情報は全て次のホームページから引用している。 <http://www.schools.tdsb.on.ca/sandfordfleming>
- 28) 制服のサンプルは次のウェブサイトで見ることができる。 http://schools.tdsb.on.ca/sandfordfleming/behaviour/uniform_samples.htm
- 29) Ministry of Education. (2001). *News release: New government policy will allow majority of parents to set student dress code*. Toronto: Queen's Printer for Ontario. Retrieved January 25, 2002, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/nr/01.02/nr0212a.html>.